

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 貸借対照表</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 負債</p> <p>第一目、第三目（略）</p> <p>第四目 雑則（第五十四条 第五十八条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第三章、第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2、6（略）</p> <p>7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この項及び第百二十二条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第百二十二条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項に</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 貸借対照表</p> <p>第一節、第二節（略）</p> <p>第三節 負債</p> <p>第一目、第三目（略）</p> <p>第四目 雑則（第五十四条 第五十八条の二）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第三章、第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2、6（略）</p> <p>7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この項及び第百二十二条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第百二十二条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項に</p>

において同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。) に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下「譲渡会社等」という。) から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定する。

（持分法損益等の注記）

第八条の九（略）

一（略）

二 開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定による特別目的会社（同項の規定により譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。) をいう。以下この号において同じ。) がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

1
附則
（略）

において同じ。) については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。) に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下この項において「出資者等」という。) から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

（持分法損益等の注記）

第八条の九（略）

一（略）

二 開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定による特別目的会社（同項の規定により出資者等（当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等をいう。) の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。) をいう。以下この号において同じ。) がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

1
附則
（略）

2 (略)

3 平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度(以下この項において「当事業年度」という。)の前事業年度に係る財務諸表(法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前財務諸表」という。)(を、法又は法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表(以下この項及び次項において「当財務諸表」という。)(を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

4 前項の規定により前財務諸表を作成するときは、第六条の規定にかかわらず、前財務諸表及び当財務諸表は、同条に規定する比較情報を含めないうで作成するものとする。

2 (略)

3 平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度(以下この項において「当連結会計年度」という。)(の前連結会計年度に係る連結財務諸表(法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前連結財務諸表」という。)(を、法又は法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表(以下この項及び次項において「当連結財務諸表」という。)(を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当連結財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当連結財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

4 前項の規定により前連結財務諸表を作成するときは、第八条の三の規定にかかわらず、前連結財務諸表及び当連結財務諸表は、同条に規定する比較情報を含めないうで作成するものとする。